

老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の開始等の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律133号。以下「法」という。）の規定による老人居宅生活支援事業の開始等の届出及び老人デイサービスセンターの設置等の届出の手續に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(老人居宅生活支援事業の開始届)

第2条 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第1条の9第2項に規定する届出は、老人居宅生活支援事業開始届（第1号様式）により行うものとする。

(老人居宅生活支援事業の変更届)

第3条 法第14条の2の規定による届出は、老人居宅生活支援事業変更届（第2号様式）により行うものとする。

(老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出)

第4条 法第14条の3の規定による届出は、老人居宅生活支援事業廃止（休止）届（第3号様式）により行うものとする。

(老人デイサービスセンターの開始届)

第5条 省令第1条の14第3項に規定する届出は、老人デイサービスセンター開始届（第4号様式）により行うものとする。

(老人デイサービスセンターの変更届)

第6条 法第15条の2第1項の規定による届出は、老人デイサービスセンター変更届（第5号様式）により行うものとする。

(老人デイサービスセンターの廃止又は休止の届出)

第7条 法第16条第1項の規定による届出は、老人デイサービスセンター廃止（休止）届（第6号様式）により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。